知的障がい

障がいの特性

　知的障がいとは、発達期（おおむね18歳）までに生じた知的機能の障がいにより、日常生活を送るのに支障があって、何らかの支援を必要としている状態をさします。

　知的障がいのある人のために療育手帳があります。障がいの程度によって、Ａ（重度）、Ｂ１（中度）、Ｂ２（軽度）に分けられます。

　また、精神障がい、身体障がい、広汎性発達障がい等が重複している場合もあります。

　したがって、障がいの特性はその人の障がいの程度や重複している障がいの特性によって異なります。介護サービスの提供に際しては、事前の情報としておおよそのプロフィール（健康状態、病歴、行動の特徴や意味等本人の情報）を把握し、内容によっては、専門機関と連携しながら、本人の状態に合わせた援助が望まれます。

　主な特徴

１　言葉の理解や話す力の獲得が妨げられているため、言葉を使ってのコミュニケーションが難しかったり、記憶したり、抽象的なことを考えたりすることが困難な場合があります。

　言葉の理解が難しくても、身振り、文字、絵などによって理解されることがあります。

２　他の人との関わりをもつことが苦手な人もいます。特に、初対面の人と関わりをもつことが難しい場合があります。

３　周囲に関心が向きにくく、危ないことに気づかなかったり、社会のルール（順番に並んだり）がわからなかったりすることがあります。そうした結果、自分や周囲の安全に配慮できないことがあります。

４　先の見通しをもって行動することが難しく、急な出来事や環境の変化にうまく対応できない場合があります。また、日課の変更や急な行事などが納得できない場合があります。

５　同じ動作を繰り返すなど独特の行動が見られることがあります。納得できないことにあうとパニックになることがあります。

６　もの、形、場所、順番などにこだわりをもち、変更を嫌うことがあります。その人なりの決まったやり方で行動しようとすることがあります。

７　身の回りのことがうまくできなかったり、日常生活の中でいろいろなことを習得するのに時間がかかる場合があります。

でも・・・

１　知的障がいだからといって、全くできないということではありません。できることもたくさんあります。

２　優しさや純粋さ、嬉しい、悲しいといったものの感じ方、感性などに障がいはありません。

３　一人ひとりの行動には、その場その場で意味があります。そして、一人ひとりに違いがあります。

障がい特性の理解も大切ですが、その人個人を理解しようとする援助者の姿勢が最も大切なこととして求められます。